

平成 25 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代表者名 取締役社長 高橋興三
(コード番号 6753)

公正取引委員会審決への対応に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 18 日、公正取引委員会より排除措置命令と課徴金納付命令を受け、その後審判手続きを経てまいりましたが、平成 25 年 7 月 31 日のプレスリリース「公正取引委員会審決に関するお知らせ」にてご案内したとおり、同年 7 月 30 日に、同委員会から当社の審判請求を棄却する旨の審決（以下「本審決」といいます。）書の送達を受けました。

当社はその内容を慎重に検討した結果、本審決については、平成 25 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において、審決取消訴訟を提起しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、平成 20 年 12 月 18 日、公正取引委員会より、任天堂株式会社が製造販売する「ニンテンドーDS Lite」に用いられる液晶モジュールの取引の一部について、独占禁止法第 3 条後段の規定に違反する行為があったとして排除措置命令を受け、また、同社が製造販売する「ニンテンドーDS」に用いられる液晶モジュールの取引の一部について、同法第 3 条後段の規定に違反する行為があったとして、課徴金納付命令を受けました。

当社は上記の命令を不服として、平成 21 年 2 月 2 日、審判開始請求を行い、その後審判手続きを経てまいりましたが、平成 25 年 7 月 30 日に、同委員会から前記本審決書の送達を受けたものです。

2. 当社の見解と今後の対応

本審決における公正取引委員会の判断との間に見解の相違はありますが、当社にとって長期に亘る本係争を終結させ、全社を挙げ平成 25 年 5 月 14 日に公表した中期経営計画の達成に取り組むことが喫緊の課題であることから、この度の結果を受け入れることといたしました。

本審決を厳粛に受け止め、今後も引き続き、コンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

3. 当期業績への影響

平成 21 年 3 月期に課徴金相当額を特別損失として計上しており、平成 26 年 3 月期の業績に与える影響はありません。

以 上